

令和5年7月6日

行田市農業委員会 会長 大関 守宏 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 町田 知啓

答 申 書

令和4年9月22日付け行農委第478号で諮問のあった件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

「転用違反に係る大字下須戸字〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇の農地法違反処理簿と違反転用事案報告書に準じたもの（以下「本件対象文書」という。）」について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定（以下「本件決定」という。）はこれを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。

なお、当審査会として付言するに、公開の決定に際しては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項においても、法が非公開情報とされる「個人識別情報」について、例外として、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を定めていることに留意し、非公開とするには、「抽象的なレベルで『おそれ』がある」だけではならず、具体的な侵害の危険があることを示す必要がある。

また、行政手続法第36条の3の第1項により、『何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（略）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。』と規定されているところ、「運用上の取扱いとしては、・・・当該処分又は行政指導の相手方とあるべき者の正当な利益が損なわれる場合や事務処理上の著しい負担が生ずる場合を除き、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めるべきであると考えられる。」と平成26年11月28日付総管管第93号各府省等官房長等宛て総務省行政管理局長通知に明記されていることに留意すべきである。

第2 審査請求に係る経緯

省略

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

省略

第4 実施機関の主張要旨

省略

第5 審査会の判断

1 条例の趣旨

条例第7条第1号では、非公開とする必要がある情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されている。これについて、「行田市情報公開条例・個人情報保護条例の解釈と運用」では、個人のプライバシーを最大限に尊重するため、個人に関する情報の内容の如何を問わず、特定の個人が識別され又は識別され得る限りにおいて、当該情報を原則として公開しないものとして取り扱うこととし、このような情報への対応を定めている。

また、条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定されている。特定個人に関する情報の公開請求にあつては関係情報を非公開又は不存在と回答ただけで、個人情報保護の利益を害してしまう場合が有り得るため、例外的に行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合があることを定めている。

2 本件対象文書に係る存否応答拒否の妥当性について

当審査会は、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非公開情報を公開することになるかについて判断する。

本件公開請求の特定の地番の公開請求について、審査請求人は、過去に実施機関は文書でのやり取りの中で、「違反農地であると認識し、指導している」と明記しているにもかかわらず、公開請求時にはその存否を明らかにしないで拒否することは矛盾する旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件は行政文書の公開請求であつて、誰が請求をした場合でも等しく公開することができるという基準で判断すべきものであるから、審査請求人が、土地の地番を知っており、当該土地の所有者を知ることができるとしても、例外を認められるというものではない、と説明する。

そこで、本件対象文書に記載された地番周辺写真を確認すると、明らかに農地とは言えない土地利用が長期にわたりなされていることから、当該農地が農地法違反として「公にされている情報」に当たると判断することが相当である。

また、実施機関は、指導の文書は、個人にとっては他人に知られたくない不名誉な情報であり、本人が精神的な苦痛を受けるおそれがあると主張するが、当該農地は、現時点においてその外観からも「農地転用」がなされていないという状況にある。農地法第5条の農地転用違反の場合、行為者と同様に地権者本人の責任も免れるものではない。

このような状況が存在する以上、当該土地所有者の個人の権利利益を侵害するおそれがあるとする、実施機関の主張はきわめて抽象的なレベルで「おそれ」を捉えていると言える。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報を公開することになるとは認められないことから、本件対象文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は妥当ではなく、本件対象文書の存否を明らかにした上で、改めて、公開、非公開の決定を行うべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は上記の他、審査請求書や意見書において、農地法第52条の3第1項の農林水産省例農地法施行規則第104条第1項第2号に規定する規則第101条第8号に掲げるその他必要な事項の規定に該当していなければ違法である、また、転用違反ということを記載すべき項目として扱うかどうか、必要な事項にはどのようなものがあるかを明示してほしいと述べているが、これらは、実施機関の事務における手続きによるものであり、その判断をすることは、当審査会の所掌の範囲を超えるものであり、また、当該判断により当審査会の結論が左右されるものではない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過等

令和4年 9月22日 実施機関より諮問
同年11月 7日 審議
同年12月13日 審議
令和5年 2月 3日 実施機関からの意見聴取及び審議
同年 6月20日 審議
同年 7月 6日 答申

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	町田 知啓	弁護士
副会長	青柳 卓弥	大学教授
委 員	加藤 道子	弁護士
委 員	長谷川 裕寿	大学教授
委 員	大島 誠一郎	元県職員